暴力団排除規定の整備について

　富山県では、社会福祉施設や介護サービス等について、暴力団が業務に介入することがないよう、社会福祉施設等の設備・運営基準等を定めた条例に暴力団排除規定を盛り込みます。

（平成26年2月県議会提案）

１　対象条例（障害福祉分野）

　○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

　○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

　○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

　○富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例　等

２　排除する暴力団の範囲

　(1)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号）

　(2)暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　(3)暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者

（富山県暴力団排除条例第６条）

【公安委員会規則】

　①暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者

　②自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

　③暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

　④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　⑤相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

３　規制の対象者

(1) 設置者等（法人の場合は、役員を含む。）

 (2) 施設長、管理者等（権限を代行し得る地位にある者※を含む。）

 ※サービス提供責任者、サービス管理責任者　等

４　施行時期（予定）

　平成26年７月１日

　（ただし、誓約書については、４月以降分から、新様式での提出にご協力願います。）

５　確認方法

　(1) 誓約書の提出（参考様式、別紙）

　(2) 実地指導時の名簿提出

→上記により提出いただいた内容を県警本部に照会

６　確認のタイミング

　・事業所指定時 　・更新時（６年毎）

・対象者の変更届出受理時 　・実地指導時（１～３年毎）

７　条例違反が発覚した場合の手続き

　　障害者総合支援法、児童福祉法の手続きに従う。